

都立特別支援学校高等部における授業料免除制度の申請手続きについて

都立特別支援学校高等部に在学する生徒のうち、所得要件により高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の対象とならない世帯に対して、教育費の負担を軽減するために、授業料を全額免除します。
（直接お金を支給する制度ではありません。）

1 対象者

次の全ての要件を満たしている者

- 都立特別支援学校の高等部に在学していること
- 申請年度の前年 12 月 31 日（新入生の場合は入学日）から申請日まで引き続き、生徒及び保護者が都内に住所を有していること

※ 本科生で所得要件以外の要件（在学期間等）を満たさないことにより就学支援金及び学び直し支援金の受給資格を得られない者、専攻科生で修学年限を超過して在学する者は、本制度の対象となりません。

※ 年度の途中で上記要件を満たさなくなる場合は、要件を満たさなくなった月以降の授業料は免除の対象外となります。

※ やむを得ない理由により一時的に都外に転居したこと等により上記要件を満たさない場合は、本制度の対象となる場合があります。住所要件についてご不明点がある場合は、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。

2 対象確認フローチャート

申請対象の生徒は、在学期間が修学年限を超過していませんか？

超過していません

本制度の申請を行っていただくことで、令和6年度の授業料が免除になります。
詳しくは裏面をご確認ください。

超過しています

免除対象外です。
ただし、生活保護世帯に該当するなど、一部減免の対象となる場合があります。詳細は各校にお問い合わせください。

3 申請方法

授業料免除を受けるためには、「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出が必要です。減免期間は、申請書が提出された月から適用となりますので、4月中に各校に御提出ください。

4 提出期限・提出先等

提出期限/提出方法

提出期限及び提出方法は、生徒が在学する学校で別に指定します。

提出先/問合せ先

生徒が在学している都立特別支援学校の経営企画室

制度に関すること

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課経理担当
☎ 03(5320)6754 (平日 9:00~17:45)

東京都教育委員会